

## 輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産柿の葉）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産柿の葉（直接飲食に供するものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル*	輸入時のモニタリング検査の結果、中国産柿の葉から基準値を超えるカルベンダジム等を検出したことから、検査命令を実施するもの。

\* 殺菌剤。チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルについては、カルベンダジムとして測定・換算されるため、カルベンダジムとして基準値を設定。

### <参考1> 中国産柿の葉のカルベンダジム等に係る違反事例

- 1 品名：茶の代用品：柿の葉（乾燥品）  
 輸入者：有限会社 ウイング  
 届出数量及び重量：4 バッグ、100kg  
 製造者：XIAMEN HERBA CARE IMPORT & EXPORT CO., LTD.  
 検査結果：カルベンダジム 18ppm（乾燥前換算値）（基準値：3 ppm）  
 届出先：大阪検疫所  
 違反確定日：平成19年12月6日  
 措置状況：全量保管中（積戻し予定）
- 2 品名：茶の代用品：柿の葉（乾燥品）  
 輸入者：有限会社 沖縄長生薬草本社  
 届出数量及び重量：2 バッグ、62kg  
 製造者：FUZHOU GROLY IMPORT & EXPORT CO., LTD.  
 検査結果：カルベンダジム 46ppm（乾燥前換算値）（基準値：3 ppm）  
 届出先：那覇検疫所  
 違反確定日：平成19年12月20日  
 措置状況：全量保管中

### <参考2> 中国産柿の葉の輸入実績

平成19年1月1日～12月20日：速報値

届出件数 <sup>*1</sup>	届出重量(トン)	検査件数 <sup>*2</sup>	違反件数
70	175.9	7	2

\*1 すべて茶としての用途のもの \*2 残留農薬に係る検査